

大崎町利用者負担（保育所利用料）月額基準表

R5. 12. 1現在




（保育認定）

階層	階層区分		2号認定 (満3歳以上)	3号認定 (満3歳未満)
1	生活保護世帯等		0円	0円
2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円	0円
		ひとり親世帯等	0円	0円
3	48,600円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円	15,000円
		ひとり親世帯等	0円	5,400円
4-1	町民税の 所得割課税額	57,700円未満	0円	22,000円
		77,101円未満	0円	5,400円
4-2	97,000円未満	0円	22,000円	
5	169,000円未満	0円	30,000円	
6	301,000円未満	0円	37,000円	
7	397,000円未満	0円	41,000円	
8	397,000円以上	0円	41,000円	

（教育認定）

階層	階層区分		1号認定 (満3歳以上)
1	生活保護世帯等		0円
2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等 以外の世帯	0円
		ひとり親世帯等	0円
3	町民税の 所得割課税額	77,100円以下	0円
		ひとり親世帯等 以外の世帯	0円
4	211,200円以下	0円	
5	211,201円以上	0円	

（多子世帯に係る特例措置）

年齢	小3	5歳	2歳	備考
認定区分				
1号認定	(第1子)	(第2子) 無償化		小4以上 カウントしない
2.3号認定	(カウントしない)	(第1子) 無償化	(第2子) 半額	小1以上 カウントしない

※1号認定は3階層、2・3号認定は4-1階層までの世帯は、年齢制限なしでカウントします。

無償化により  
実質 **0円**

令和5年4月から利用者に代わり大崎町が負担します

〈保育所利用料の算定〉

- ・保育所利用料は、世帯の町民税の所得割課税額（住宅借入金特別控除・配当控除など税額控除前）で決定します。
- ・祖父母等と同居している場合、祖父母のうち最多所得者の収入も含めて算定する場合があります。（世帯分離していても同一敷地内居住の場合は同居とみなします。）
- ・保育所利用料は9月に新年度に切り替えます。4月から8月までは前年度の税額、9月から3月までは現年度の税額を基に算定します。
- ・入所児童1人目（全額）・2人目（半額）・3人目以降（無料）になります。
- ・3号認定の副食費は利用料に含まれますが、1号認定・2号認定の副食費は園に直接支払いをします。（金額は園により異なります）